

令和5年5月17日

三次市総務部総務課

職員の懲戒処分について

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 総務部 総務課 職員係（担当／桑田，中村）

電話番号：0824-62-6105 FAX番号：0824-62-6137

E-mail：soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

1 経過

本件は、令和5年3月5日（日）、飲酒後に乗用車を運転し、右折待ちをしていた乗用車に追突する事故を起こし、運転手に加療約1週間の傷害を負わせたもの。事故後の呼気検査により0.5mgのアルコール分が検出され、危険運転致傷罪で起訴されたもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限、懲戒審査委員会」において審査を行い、次のとおり懲戒処分を発令した。

2 処分発令日

令和5年5月17日

3 対象職員及び処分内容等

(1) 所属・職名・氏名等

市民病院診療技術部リハビリテーション科 主任（36歳・女性）

(2) 処分の内容

免職

(3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

ア 同法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号に該当

イ 同法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当

4 その他

対象職員の上司については、管理監督責任があるとして嚴重注意を行った。

【市長コメント】

職員が、飲酒運転のうえ交通事故を起こしたことは、公務員としてあるまじき行為であり、事故により被害にあわれた方と市民の皆様に、深くお詫び申し上げます。

今後このような事態を起こさぬよう、飲酒運転撲滅と交通事故防止の徹底を図り、信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。